

県支援金（第Ⅱ期）の給付を受けた市内事業者にも、市からも支援金を給付します！

和歌山市事業者支援金

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が一定程度減少している飲食業、宿泊業、卸売業、小売業などのサービス業、製造業（食品、地場産業等）を営む市内事業者に対し、支援金を給付します。

1 対象要件

次の（１）～（５）の要件を全て満たしている事業者

（１）和歌山県の「飲食・宿泊・サービス業等支援金（第Ⅱ期）」の給付決定を受けていること

ただし、県支援金（第Ⅱ期）の申請×切後等、県支援金（第Ⅱ期）の給付の決定なしに、申請を行う場合は事務局までご相談ください。

（２）次のア又はイのいずれかに該当すること

ア 市内に主たる事務所又は主たる事業所を有する者（個人にあっては、市内に住所を有する者）

イ 市外に主たる事務所又は主たる事業所を有する者（個人にあっては、市外に住所を有する者）のうち、市内で対象店舗等※を運営し、次の（ア）及び（イ）の要件を満たす方

（ア）令和3年9月1日までに市内の対象店舗等の営業を開始し、申請日において営業の実態があること

（イ）市内の対象店舗等における令和3年7月、8月又は9月のいずれか1か月の売上高合計が前年同月又は前々年同月に比して30%以上減少しており、かつ、当該売上高の比較に使用した年の7月から9月までの3か月の対象店舗等の売上高合計が15万円以上であること

※対象店舗等・・・県支援金（第Ⅱ期）の対象となる業種に該当する店舗、宿泊施設、工場又は事業所

（３）事業継続の意思があること

（４）市税を滞納していないこと又は地方税法第15条に規定する徴収の猶予を受けていること

（５）申請者又はその役員が次のいずれにも該当しないこと

ア 暴力団等とかかわりがある

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者又はその刑の執行を受けることのなくなるまでの者

ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者

エ 市支援金の交付を受けている者

2 支援金額

令和3年10月1日時点の常時使用している従業員の数に応じて、15万円～60万円給付します。

※対象要件(2)イの場合は、市内対象店舗等における従業員の数に応じて、支援金を給付します。

【県と市の支援イメージ】

【対象業種】

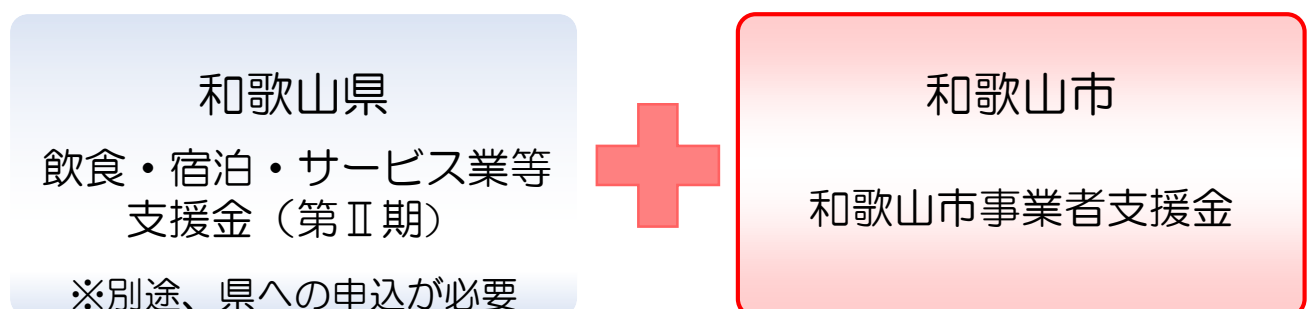


【対象要件】

7月～9月のいずれか1か月の売上



売上高の比較に使用した年の7月～9月の3か月の売上高合計が15万円以上



常時使用する従業員の数	支援金の額
5人以下	15万円
6人以上20人以下	30万円
21人以上50人以下	45万円
51人以上	60万円

※ 対象要件（２）アの場合は、県内対象店舗等の従業員数及び売上、対象要件（２）イの場合は、市内対象店舗等の従業員数及び売上申請してください。

3 申請方法

- ・令和4年2月18日（金）までに下記宛先へ郵送してください（消印有効）。

〒640-8158
和歌山市十二番丁60番地 デュオ丸の内2階
和歌山市事業者支援金事務局 宛

- ・申請要領は和歌山市ホームページ <http://www.city.wakayama.wakayama.jp/1016047/sangyoukigyousien/1040369.html> からダウンロード又は市役所1階総合案内所、各サービスセンター等で配布しております。

手続きの流れ

①申請手続きを行う。

- (1)和歌山市事業者支援金交付申請書
- (2)誓約書兼同意書
- (3)振込先口座確認書
- (4) **県支援金（第Ⅱ期）の給付完了通知の写し又は県支援金（第Ⅱ期）の振込を確認できる通帳の写し**
※上記(4)を用意できない場合は、理由書のほか、県支援金（第Ⅱ期）の対象要件を満たすことを証明する書類等の提出が必要となりますので、事務局までご相談ください。
- (5)住所地を確認できる書類（個人事業主の場合のみ）
※確定申告書第1表又は市民税・県民税申告書の写し



市外に主たる事務所・事業所（個人にあっては、市外に住所）があり、市内に対象店舗等を有する場合は、以下の書類も追加で提出してください。

- (6)市内で店舗等を運営していることを証する書類
※青色申告決算書、収支内訳書(白色申告)、開業・廃業等届出書、許可書、法人市民税申告書、店舗等の賃貸借契約書等の店舗等所在地が記載されているものを提出してください。
 - (7)市内対象店舗等の一覧（市内に対象店舗等を複数運営している場合のみ）
※チラシやホームページなど店舗等所在地及び名称が記載されているもの（様式不問）
 - (8)業種別売上表
 - (9)従業員名簿（市内の対象店舗等で常時使用する従業員が6人以上の場合のみ）
- ※ ケースによっては別途資料等の提出をお願いする場合があります。

②審査により、交付の決定及び交付額を確定。交付決定及び確定通知書を送付。

③支援金を給付。

- ※ 申請書類の記載内容、添付書類等に不備がない状態であれば、申請受付後2週間を目途に指定口座へ振込みます。

★注意事項

- 1 **支援金の不正受給は犯罪です。**虚偽申請や不正受給等が判明した場合は、市支援金の交付決定を取り消し、市支援金を返還していただくとともに、不適切な申請を行った申請者の名称、代表者名等を公表し、警察へ通報します。
- 2 必要書類に不足があった場合は、申請者へ確認のための連絡を行い、追加の書類提出をお願いする場合があります。その際、確認のための連絡がとれない場合や、必要書類が提出されない場合、申請内容の不備が指定する期間内に解消しなかった場合等、**申請者が市支援金の交付を受けることを辞退したものとみなします。**
- 3 市支援金事業の予算の執行の適正を期するため、必要に応じて、立入検査又は説明を求めることがあります。
- 4 公益上特に必要がある場合に限り、国等の関係機関に対し、個人情報を含む申請内容を提供することがあります。
- 5 市支援金の交付後においても申請書に添付した書類の原本等、市支援金交付額に影響のある書類を市支援金の交付を受けた後5年間保管し、市長から提出の求めがあったときはこれに応じてください。

★問合せ先

和歌山市事業者支援金事務局

TEL：0120-920-198 又は 073-488-2774

受付時間：午前9時から午後5時まで

（土・日、祝日、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を除く）

詳細は市のHP又は市役所1階総合案内所、各サービスセンター等にて配布の申請要領をご確認ください。

和歌山市事業者支援金

